



厚生労働省福島労働局発表
平成23年7月12日

担 当	福島労働局総務部企画室
	企画室長 角田 康郎
	労働紛争調整官 松尾 眞由美
	電話 024-536-4600

職場で困った、SOS！ どこで、どうする、相談は？

～ 労働問題の相談先、紛争解決機関の制度概要の案内 ～

福島労働局（局長 絹谷 國男）は、この度「福島県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（以下「連絡協議会」と記す。）による「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 利用者向けガイド」（以下「利用者向けガイド」と記す。）を作成し、県内の相談機関及び解決機関に配付しました。

近年、労働相談は、増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。

相談に対しては、いろいろな相談先・解決方法があり、解決したい方向によって解決機関が異なってきます。一方、相談される方は、一体どこに相談したらいいのか、より適した方法が何なのか、また、解決機関がどこなのか、と迷うことがあります。

この利用者向けガイドは、相談機関においては相談者に対して、より適した相談機関や解決機関の案内をするため、お困りの方においては、相談内容や解決についての意向を踏まえて相談先を選ぶための手がかりとして活用されることを目的としたものです。

※ 利用者向けガイドの概要

各機関・団体が対応できる事項、行うことのできる紛争解決制度の概要を記載。

また、各機関の連絡先、対応可能な日・時間帯、費用の有無などを記載している。

※ 利用者向けガイドの閲覧：福島労働局ホームページに掲載

福島労働局トップページ→「総合労働相談コーナーのご案内」→「総合労働相談利用者向けガイド」

<http://www.fukushimaroudoukyoku.go.jp/kikaku/roudousoudan.html/>

※ 「連絡協議会」とは

平成14年度、福島労働局が事務局として設立。設立当初は、福島県商工労働部雇用労政課、福島県地方労働委員会事務局、協力機関として福島地方裁判所、同簡易裁判所の行政機関により構成、運用状況及び解決制度等の情報交換を主目的とし運用してきたが、労働相談の増加と内容の多様化・複雑化により、よりよい対応を行うべく、平成20年度より法テラス、21年度より福島県社会保険労務士会、22年度より福島県弁護士会、日本産業カウンセラー協会東北支部を構成員に迎え、従来の情報交換にとどまらず、相談対応ノウハウの向上のための研修等を行っている。

職場の労働問題でお悩みの労働者、事業主の皆さんへ

労働紛争解決制度をご利用ください

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 (電話)024-536-4600 厚生労働省福島労働局内

セクハラ



いじめ・嫌がらせ

労働条件の引下げ

解雇



採用内定取消

雇止め

配置転換



パワハラ

こんなこと
でお困りでしたら
お気軽に
ご相談
ください

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度 関係機関連絡協議会の構成機関、団体

- 厚生労働省福島労働局
- 福島県商工労働部雇用労政課
- 福島県労働委員会事務局
- 日本司法支援センター福島地方事務所
(法テラス福島)
- 福島県弁護士会
- 福島県社会保険労務士会
- 日本産業カウンセラー協会東北支部



- 上記のそれぞれの機関、団体で「労働相談」あるいは「紛争解決のための手続」をお受けしています。
- 詳しい内容は、次ページでご確認いただけます。お困りの内容により、相談先、手続先をお選びください。
※相談の秘密は厳守します。

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会とは

県内の行政機関、民間団体等によって構成され、個別労働紛争の解決の促進を図るため、相互連携を図っています。 ※事務局 厚生労働省福島労働局

職場の労働問題でお困りのこと

まずは相談したい

労働相談機関

スタッフが皆さんの困りごとの相談をお受けし、解決に向けアドバイスを行います。

- ① 福島労働局 総合労働相談コーナー
- ② 福島県 福島県中小企業労働相談所
- ③ 福島県労働委員会事務局
- ④ 日本司法支援センター 福島地方事務所（法テラス福島）
- ⑤ 福島県弁護士会
- ⑥ 福島県社会保険労務士会
- ⑦ 日本産業カウンセラー協会 東北支部

案内

解決制度により解決したい

労働紛争解決機関

皆さんから所定の手続をいただいた場合に、あっせん※、調停などによって

裁判外の制度

- ① 福島労働局
- ③ 福島県労働委員会事務局
- ⑤ 福島県弁護士会
- ⑥ 福島県社会保険労務士会
社労士会労働紛争解決センター福島
- ⑦ 日本産業カウンセラー協会 東北支部

裁判上の制度

- ⑧ 福島地方裁判所 労働審判 民事訴訟
- ⑨ 福島簡易裁判所 民事調停 民事訴訟(少額訴訟、民事訴訟)

※「あっせん」とは
第三者が間に入り、労使双方から主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行って、話し合いによる紛争の解決を図る制度です。

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
① 福島労働局 (企画室)	I 総合労働相談(電話、面談) 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	I 解雇、労働条件引下げ、配置転換、雇止め、いじめ・嫌がらせ、採用内定取消などの相談。 次の10コーナーで、月～金曜(除く休日)、8:30～17:15の間、ご利用になれます。 ▼ 福島労働局総合労働相談コーナー(福島労働局企画室内) 電話 024-536-4600 ▼ 福島総合労働相談コーナー(福島労働基準監督署内) 電話 024-536-4610 ▼ 郡山総合労働相談コーナー(郡山労働基準監督署内) 電話 024-922-1370 ▼ いわき総合労働相談コーナー(いわき労働基準監督署内) 電話 0246-23-2255 ▼ 会津総合労働相談コーナー(会津労働基準監督署内) 電話 0242-26-6494 ▼ 白河総合労働相談コーナー(白河労働基準監督署内) 電話 0248-24-1391 ▼ 須賀川総合労働相談コーナー(須賀川労働基準監督署内) 電話 0248-75-3519 ▼ 喜多方総合労働相談コーナー(喜多方労働基準監督署内) 電話 0241-22-4211 ▼ 相馬総合労働相談コーナー(相馬労働基準監督署内) 電話 0244-36-4175 ▼ 富岡総合労働相談コーナー(富岡労働基準監督署内) 電話 0240-22-3003
	II 福島労働局長による助言、指導 【無料】	II 上記Iの紛争について、福島労働局長が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、当事者が自主的に解決することを促進します。 ▼ お問合せ・申し出先 福島労働局企画室 電話 024-536-4600
	III 福島紛争調整委員会によるあっせん 【無料】	III 上記Iの紛争について、福島労働局に設置する福島紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)においてあっせんを行います。当事者間であっせん案に合意した場合、受諾されたあっせん(案)は民事上の和解契約の効力を持ちます。
① 福島労働局 (雇用均等室)	I 相談(電話、面談) 【無料】 ※ 相談は無料。 (フリーダイヤル以外の通話料は相談者負担)	I 職場における男女差別的取扱い、母性健康管理、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業等の取得、パートタイム労働等のご相談。 月～金曜(除く休日)、8:30～17:15の間、ご利用になれます。【無料】 ▼ 福島労働局雇用均等室 電話 024-536-4609 夜間や土曜日は「仕事応援ダイヤル」がご利用になれます。【無料】 〈ご利用可能時間〉月～金 17:00～20:00 土 10:00～18:00 〈電話番号〉0120-07-4864(フリーダイヤル・携帯電話はご利用いただけません) 0570-07-4864(携帯電話用・通話料有料)
	II 福島労働局長による助言、指導、勧告 【無料】	II 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労働者と事業主との紛争について、労働局長が問題解決に必要な助言等の援助を行います。【無料】 ▼ お問合せ・申し出先 福島労働局雇用均等室 電話 024-536-4609
	III 調停会議による調停 【無料】	III 上記IIの紛争について、調停会議(公平、中立性の高い第三者機関)において調停を行い、調停案を受諾勧告します。【無料】 ▼ お問合せ・申請先 福島労働局雇用均等室 電話 024-536-4609

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
② 福島県相談小所企業	フリーダイヤル労働相談（電話） 【無料】	<p>【サービス内容】</p> <p>解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関することや勤労者福祉に関すること、雇用に関すること、職場での人間関係の悩みなど労働問題に関する相談を受け付けています。 労働者、使用者のいずれの立場でも相談できます。</p> <p>【連絡先及び受付時間】</p> <p>福島県中小企業労働相談所(県庁雇用労政課内) フリーダイヤル 0120-610-145 月～金曜日9:00～16:00(祝休日を除く) ※ 固定電話、携帯電話とも上記にお電話ください。</p>
③ 福島県労働委員会事務局	<p>I 労働相談(面談、電話、FAX、メール) 【無料】</p> <p>※ 相談は無料 (通話料等通信料金は相談者負担)</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について、随時相談を受け付けています。</p> <p>【連絡先及び受付時間】</p> <p>① 連絡先 福島県労働委員会事務局(県庁西庁舎8階) (電話) 024-521-7594 (FAX) 024-521-7596 (メール) labour-rc@pref.fukushima.jp</p> <p>② 受付時間 月～金曜日(祝祭日除く) 8:30～17:15</p>
	<p>II 個別的労使関係調整制度 【無料】</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>労働者と使用者との間で生じた労使トラブルについて、労働委員会が公正・中立な立場で両者の調整を図り、迅速かつ円満な解決をサポートします。</p> <p>【利用方法】</p> <p>① 制度内容 専門的知識を持った経験豊かな調整員(公労使三者構成)が間に入り、労使双方からそれぞれ主張を聞き、問題点の整理や解決策の検討を行い、話し合いによる紛争の解決を図ります。</p> <p>② 申請方法 所定の申請書に必要事項をご記入の上申請ください。</p> <p>③ 申請先 福島県労働委員会事務局(県庁西庁舎8階)</p>

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
④ 日本司法支援センター 福島地方事務所（法テラス福島）	I 情報提供（電話・来所） 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	【サービス内容】 職場に関する相談等、あらゆる法的トラブルでお悩みの方に対し、適切な法制度と関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介をしています。 【連絡先及び受付時間】 法テラス福島 0503383-5540 平日9:00～16:00（土日・祝祭日休業） コールセンター 0570-078374 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00（日・祝祭日休業） ※ PHS,IP電話からは 03-7645-5600 にお電話ください。 【注意点】 情報提供業務では、個別の法律相談や法的判断を行っていません。
	II 民事法律扶助（電話・来所） 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	【サービス内容】 無料法律相談や弁護士・司法書士の費用立替を希望される方は、資力などの要件確認を行い、該当する方に対して、無料法律相談等の予約受付を行っています。 【連絡先及び受付時間】 法テラス福島 0503383-5540 平日9:00～17:00（土日・祝祭日休業） コールセンター 0570-078374 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00（日・祝祭日休業） ※ PHS,IP電話からは 03-7645-5600 にお電話ください。 【注意点】 無料相談の予約受付は法テラス福島で行います。 なお、資力等の要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 また、電話での法律相談は行っていません。
	III 犯罪被害者支援（電話・来所） 【無料】 ※ 相談は無料。通話料は相談者負担。	【サービス内容】 職場でのいじめ・嫌がらせなど、損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を提供しています。 さらに、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。 【連絡先及び受付時間】 法テラス福島 0503383-5540 平日9:00～16:00（土日・祝祭日休業） 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00（日・祝祭日休業） ※ PHS,IP電話からは 03-7645-5601 にお電話ください。

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
⑤ 福島県弁護士会	I 法律相談 (1) 有料相談 【有料】 相談料 30分5, 250円(内消費税250円)	【サービス内容】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについての相談をお受けします。 【利用方法】 ※ 要電話予約 法律相談を希望される方は、最寄の弁護士会支部または次の法律相談センターに電話予約をお願いします。 (土日祝祭日を除く) ▼ 福島法律相談センター 電話 024-536-2710 ▼ 郡山法律相談センター 電話 024-936-4515 ▼ いわき法律相談センター 電話 0246-22-1320 ▼ 会津若松法律相談センター 電話 0242-27-0264 ▼ 白河法律相談センター 電話 0248-22-3381 ▼ 相馬法律相談センター 電話 0244-36-4789
	(2) 無料法律相談 【無料】	【サービス内容】 法律相談は原則有料ですが、地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力して実施しています。相談内容は、主催する団体により、イ)法律一般相談、ロ)交通事故相談、ハ)クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。 詳細は 福島県弁護士会ホームページにてご確認ください。 http://business3.plala.or.jp/fba/index.htm 【利用方法】 ※ 要電話予約 実施している主催機関、日時、相談内容については、福島県弁護士会ホームページにてご確認ください。 http://business3.plala.or.jp/fba/index.html ご利用に当たっては、事前に、ホームページ記載の連絡先(主催者により異なります)に電話連絡の上、ご予約ください。なお、地方自治体主催の法律相談は、あらかじめ、当該自治体に「在住又は在勤」の方に限定されている場合があります。 また、多くの方に利用していただくため、お一人当たりの相談時間が限られます(概ね20分前後)。したがって、あらかじめ相談内容(事実関係や聞きたいこと※)を整理されますようお願いいたします。 ※ 「聞きたいこと」の例 ・ 「どうい解決方法があるか聞きたい。」 ・ 「裁判の手續や費用、勝算等の見込みを聞きたい。」等
	II 示談あっせんセンターによる示談あっせん 【有料】 ※ 手数料等の詳細は、福島県弁護士会までお問合せください。 (電話 024-534-2334)	【サービス内容】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、法律家として経験が5年以上の弁護士が、当事者の言い分をよく聞いた上で、示談による解決を目指します。 内容の詳細は、福島県弁護士会ホームページ(上記アドレス)にてご確認ください。

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
⑥ 福島県社会保険労務士会	I 年金・労働総合相談所における相談 【無料】 面談(要事前予約)	<p>【サービス内容】 解雇や配置転換、労働条件の引き下げ、セクハラ、長時間労働、労働災害、労働者派遣などの職場のトラブルの相談</p> <p>【利用方法】 相談日 第4水曜日 10:00～16:00 予約受付 月～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～17:00 年金・労働総合相談所(福島県社会保険労務士会内) 電話 024-526-2270</p>
	II 社労士会労働紛争解決センター福島による あっせん 【有料】 申立費用 10,500円(税込み) 相手方費用 5,250円(税込み)	<p>【サービス内容】 労働契約(解雇や出向・配転など)やその他労働関係(職場内でのいじめ・嫌がらせなど)に関する事項についての、個々労働者と事業主との間の個別労働紛争について、労働問題に精通した社会保険労務士及び弁護士があっせんを行い、「和解契約書」にまとめることで解決に導きます。</p> <p>実施日 毎週水曜日(第2水曜日を除く)、毎月第2土曜日 10:00～20:00のうち希望する時間</p> <p>問い合わせ 月～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～17:00 社労士会労働紛争解決センター福島(福島県社会保険労務士会内) 電話 024-535-4430</p>

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
⑦ (社)日本産業カウンセラー協会 東北支部	I 電話相談 【無料】 ※ 相談料金は無料(通話料金は相談者負担)	【サービス内容】 職場、暮らし、家族、将来設計など、働くうえでのさまざまな悩みについての電話相談に応じます。 【利用方法】 月～土曜日 15:00～20:00 なお、相談時間は一人1回30分以内。 「働く人の悩みホットライン」 電話 03-6667-7830
	II 心の相談室(面談) 【有料】 費用 1回 60分 5,000円	【サービス内容】 東北支部を含む全国各支部で相談室を設置し、様々な悩みをお持ちの方に、個人面談でのカウンセリングを行っております。職場の人間関係、退職後の人生設計、夫婦のこと、子どものこと、親のこと、生きがいのこと、性格のこと、気分の落ち込み…その他、どのようなご相談でもかまいません。 【利用方法】 ※ 要電話予約 ▼ 東北支部相談室 仙台市青葉区本町二丁目6-23 ビブrestaオフィスビル 301号室 申込・問合せ先 電話 022-715-8114 FAX 022-715-8115 相談日・時間 10:00～20:00 月～金曜日(土日も相談に応じます) ※ 予約のための電話の受付時間 10:00～16:00(月曜日～金曜日)
	III 裁判外解決制度の「調停」 【有料】 費用 申立人 ・ 調停申立手数料27,000円 ・ 2回以上調停を実施する場合、第2回目から1回ごとに期日手数料6,000円 相手方 ・ 2回目以降の調停実施時、1回ごとに期日手数料6,000円 ※ なお、和解成立時には、紛争の価格に応じた成立手数料(双方で負担)が発生します。詳細は、お問合せください。	【サービス内容】 裁判外の解決制度として「調停」を行うことができます。 「調停」では、産業カウンセラーの資格を持ち、かつ対象となる紛争分野の専門家が調停者として、双方の主張や要望をそれぞれからよく聞き、両当事者の対話を促して相互理解を深め合わせて問題解決を図る方法を探っていく「対話促進型ADR」により、問題解決に努めます。 当機関で扱える紛争の分野は次の2つです。 ● 個別労働関係紛争(解雇、雇止め、賃金引下げ、セクハラ、パワハラ等) ● 男女間の維持調整に関する紛争(離婚・夫婦関係の調整、協議離婚に伴う問題等) なお、現在、「調停」を行うことができるのは、本部のみですが、お問合せに対するご案内や取次ぎは東北支部(問合せ先TEL 022-715-8114)でも承ります。 【利用方法】 次の実施機関に調停手数料とともに調停申請書を提出していただきます。 以降は、機関が調整を図りながら「調停」を進めていきます。 実施機関名 (社)日本産業カウンセラー協会 ADRセンター 所在地 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階 電話 03-3438-4568 実施日・時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝祭日を除く)

(福島)労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 **労働紛争解決制度の概要**

	ご利用いただける制度	内容、お問い合わせ先
⑧ 福島地方裁判所	<p>I 労働審判 労働審判手続は、裁判官と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する専門家で組織される労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に即した柔軟な解決を図るための労働審判を行うという紛争解決手続です。</p> <p>II 仮処分</p> <p>III 民事訴訟(訴額が140万円を超える場合)</p>	<p>【費用について】 左記制度のいずれも申立手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求額等により変わります。 ※ 労働審判では、請求額100万円の場合、申立手数料は5,000円です。</p> <p>【ご注意】 裁判所では、左記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。 なお、法律相談及び弁護士の紹介は、行っていません。</p> <p>【お問い合わせ先】 ▼ 福島地方裁判所民事部 電話 024-534-2156 所在地 福島市花園町5-45 対応時間 月～金曜日(祝祭日を除く)の 8:30～17:00</p>
⑨ 福島簡易裁判所	<p>I 民事調停 調停は、裁判官と民間から選ばれた調停委員で組織される調停委員会のあっせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようとする制度です。</p> <p>II 支払督促(金銭の請求に限る)</p> <p>III 少額訴訟 (訴額が60万円以下、金銭の請求に限る)</p> <p>IV 民事訴訟(訴額が140万円以下の場合)</p>	<p>【費用について】 左記制度のいずれも申立手数料等が必要です。手数料の金額は、制度、請求額等により変わります。 ※ 支払督促では、請求額50万円の場合、申立手数料は2,500円です。 裁判所のホームページ(http://www.courts.go.jp)に申立て等に使用する書式を掲載しています。</p> <p>【ご注意】 裁判所では、左記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。 なお、法律相談及び弁護士の紹介は、行っていません。</p> <p>【お問い合わせ先】 月～金曜日(祝祭日を除く)の8:30～17:00に対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 福島簡易裁判所 福島市花園町5番45号 電話 024-534-2156 ▼ 郡山簡易裁判所 郡山市麓山1丁目2番26号 電話 024-932-5681 ▼ 白河簡易裁判所 白河市郭内146番地 電話 0248-22-5557 ▼ 棚倉簡易裁判所 東白川郡棚倉町棚倉字南町乙78-1 電話 0247-33-3458 ▼ 会津若松簡易裁判所 会津若松市追手町6番6号 電話 0242-26-5734 ▼ 田島簡易裁判所 南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3 電話 0241-62-0211 ▼ いわき簡易裁判所 いわき市平字八幡小路41番地 電話 0246-22-1347 ▼ 福島富岡簡易裁判所 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町113 電話 0240-22-3008 ▼ 相馬簡易裁判所 相馬市中村字大手先48番地の1 電話 0244-36-5143